

自殺、原発事故が関係

福島地裁 東電に賠償命令

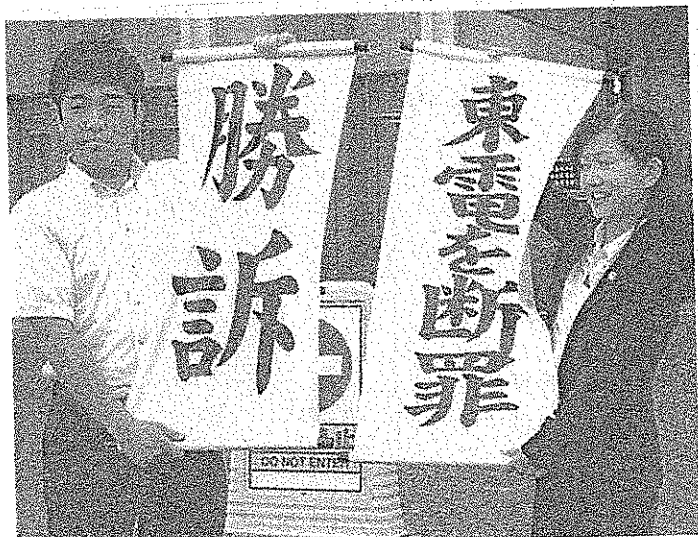
8/27 赤坂

東京電力福島第1原発事故後の避難中につつ状態になり焼身自殺したのは原発事故が原因だとして、亡くなった渡辺はま子さん(当時58)の夫・渡辺幹夫さん(64)と子ども3人が東京電力に約9116万円

の損害賠償を求めた裁判の判決が26日、福島地裁でありました。潮見直之裁判長は、「避難生活と自殺には相当因果関係がある」と遺族の主張を認め約4900万円の賠償を東電に命じました。

↓関連⑤面

責任認め初司法判断



福島地裁前で勝訴の垂れ幕を掲げる弁護団
=26日、福島市(あべ裕美子党県議撮影)



福島地裁に入る原発
避難自殺訴訟の原告
団ら=26日、福島市

原発事故と自殺についての因果関係、精神的被害について認め、東電の賠償責任を認めた初の司法判断。今後、同種の裁判に大きな影響を与えると思われる。

訴状によると、はま子さんは、2011年6月30日、夫とともに草刈りのために旧計画的避難区域内の自宅に一時帰宅しました。7月1日未明、自宅内のごみ焼き場で焼身自殺しました。

潮見裁判長は「古里での生活ができず、帰還の見通しが持てないなど、強いストレスを感じる出来事に短期間で次々と遭遇した」と指摘。福島県川俣町山木屋

地区の自宅から福島市内のアパートに避難した2011年6月以降について「うつ病を発症していた蓋然性が高いとみて矛盾のない精神状態に至っていた」と、避難生活と自殺との因果関係を明確に認めました。

東電に対しては、原発事故から自殺者が出ることを「予見が可能だった」と厳しく指摘しました。

原告弁護団は、「きわめて大きな意義を持つ判決。東電は社会的責任を果たすべき」と求めています。



判決後開いた報告集会＝26日、福島市

大きな意味持つ勝利

東電に賠償命令 被災者「償い直ちに」

「家族に寄り添った判決」「大きな意味持つ勝利だ」。26日、福島第1原発事故で避難生活中に自ら命を断った渡辺はま子さん（当時58）の遺族に対し、東電に賠償を命じた福島地裁判決。原発事故で避難生活を余儀なくされている被災者らは、遺族とともに勝利の喜びをかみしめました。

判決後に記者会見した夫の幹夫さん（64）は「判決を聞き、涙が止まりませんでした。家族に寄り添った判決で、はま子にゆっくり休んでくれよと言えぬ。裁判をやってよかった」と述べ、安堵（あんど）の表情を浮かべました。 提訴した当初には「賠償金をもらっていながら金目当てだろ

う」などと言われまし た。亡くなったものは 帰ってこないが一つの 区切りが付けられた」と語りました。

弁護団の広田次男弁護士は「全面勝利です。きわめて大きな意味を持ち、十分評価に値するものです。東電は社会的責任を果たすべきです。人間としての道理をわきまえた判決で、脱原発の運動に大きな影響を与える」と話しました。

福島原発被害弁護団は同日、声明を発表。「東京電力は、判決を真摯（しんし）に受け止め、加害者として、はま子さんの遺族に対して、心から謝罪し、判決に従って、償いを直ちに行うべきです」と要求しています。

（菅野尚夫）